

○北信保健衛生施設組合減債基金の設置、管理及び処分に関する条例

(平成2年3月30日 条例第2号)

(設置)

第1条 地方債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる組合財政の健全な運営に資するため、北信保健衛生施設組合減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において地方債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限の満了に伴う地方債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において地方債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 国より財源対策のため発行を許可された地方債の償還の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。